

平成30年度

神戸大学国際人間科学部 科目等履修生・聴講生 募集要項

1. 許可人数 若干名

2. 出願資格

- (1) 大学(短期大学を含む。)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

3. 出願手続

入学願書は必ず本人作成とし、出願書類に虚偽が判明した場合は、入学を取り消すことがあります。

- (1) 科目等履修生・聴講生願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 最終出身学校の卒業(見込)証明書又は修了(見込)証明書、及び成績証明書
- (4) 写真1枚(願書に貼付、出願前3か月以内に撮影したもの)
- (5) 検定料払込証明書(郵便局の受付日付印のある郵便振替払込受付証明書)

ただし、会社等(官公庁を含む)に在職している者は、上記のほか、次の(6)の書類が必要です。

- (6) 在職のまま入学することについての所属長の承認書(願書裏面)

***日本に居住している外国人の場合は、上記のほか、次の(7)の書類が必要です。**

- (7) 住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類

4. 受講期間及び受講科目数

- (1) 受講期間 1学期(通年科目は2学期)
【前期】 4月1日～9月30日
【後期】 10月1日～3月31日
- (2) 受講科目数 1学期 6単位以内

5. 選考方法

書類審査及び面接。ただし、面接は必要と認められた場合のみ行います。

6. 出願方法等

検定料の振込は出願期間初日の1週間前より受け付ける。

出願書類は、書留速達郵便で封筒表面に「国際人間科学部科目等履修生・聴講生願書在中」と朱書し、期間内に国際人間科学部鶴甲第二キャンパス教務学生係に郵送すること(期間内必着)。持参は認めない。

(1) 出願期間

入学時期が 4月の場合 平成30年2月14日(水)～2月16日(金)
10月の場合 平成30年8月17日(金)～8月21日(火)

(2) 宛先

神戸大学国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係
〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3丁目1-1 (TEL: 078-803-7924)

7. 検定料、入学料及び授業料

- (1) 検定料 9,800円
- (2) 入学料 28,200円
- (3) 授業料 1単位14,800円(受講科目相当分を所定の期日までに納付してください)

在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されることになります。

*上記の金額は平成29年度のもので、平成30年度入学者の納付金額については、別途通知します。

8. 合格通知

願書締切日の約1か月半後に郵便により通知します。なお、電話・メール等による照会には一切応じません。

9. その他

- (1) 受理した検定料等は返還しません。
- (2) 科目等履修生は、受講した授業科目の試験を受けることができます。試験に合格した授業科目については、単位修得証明書を交付します。
- (3) 科目等履修生又は聴講生として、神戸大学の複数の学部又は研究科に同時に出願する場合は、最初に手続きをした学部又は研究科でのみ入学料を徴収します。
- (4) 科目等履修生及び聴講生の履修期間は、当該授業科目の開講期間とします。
ただし、半年間の授業科目履修後、更に授業履修を希望する場合は、履修期間の延長を認めることがあります。
延長は通算して2年を限度とし、半年毎に出願手続き、教授会の承認が必要です。
- (5) 集中講義及び実験は受講できません。また、授業科目によっては受講できない科目もあります。
- (6) 証明書に記載された氏名が卒業等の後、婚姻等により変更した場合は、それを証する公的機関の発行した証明書等を添付してください。その書類は、確認後に返却します。
- (7) 外国人の場合、在留資格「留学」は、1週間に必要な時間数を聴講できませんので、本学部では受入は認めていません。
- (8) 科目等履修生及び聴講生用の時間割は、決定次第国際人間科学部Webサイトに掲載します。
- (9) 出願資格の「これと同等以上の学力」の確認については、出願開始の1ヶ月前までに国際人間科学部鶴甲第二キャンパス教務学生係(078-803-7924)まで事前に連絡をして下さい。
- (10) この募集要項に関する質問は、国際人間科学部鶴甲第二キャンパス教務学生係まで連絡してください。

10. 個人情報について

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法律を遵守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取り扱います。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜（出願処理、選抜実施）合格発表、入学手続業務及び今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために使用します。
- (3) 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、入学者についてのみ入学後の学生支援関係（健康管理等）、修学指導等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。

11. 《 麻しん（はしか）、風しんの感染予防措置 》

麻しん、風しんのワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め、入学後のキャンパス内での麻しん、風しんの流行を防止するため、全ての新生に次の①、②、③のいずれかを提出していただいています。

- ① 麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類
- ② 過去5年以内（平成25年4月以降）に麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて1回ずつ受けたことを証明する書類
- ③ 過去5年以内（平成25年4月以降）に受けた麻しんと風しんの抗体検査の結果が、「麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価（下表参照）を有していること」を証明する書類

- * ①、②のワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。
- * ①、②では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。医療機関等から発行される証明書その他、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで実施されたMRワクチンの第3期予防接種（中学校1年生に相当する年齢時）や第4期予防接種（高校3年生に相当する年齢時）に伴う「予防接種済証」でもかまいません。
第3期予防接種の「予防接種済証」は①の1回分として、また、**第4期予防接種に伴う「予防接種済証」**は①の1回分または、平成25年4月以降のものであれば②として使用できます。
- * **母子手帳**も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①、②の書類として使用できます。既往歴（かかったことがある旨の記載）のみで、診断根拠として確実な検査結果などが記載されていない場合は、③を提出するか、ワクチン接種を受けて①か②を提出してください。
- * ③では、下表の血中抗体価の測定方法及び測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要で、血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①か②を提出してください。
- * ①、②、③の書類の組み合わせ、例えば麻しんについては①、風しんについては③を提出してもかまいません。
- * 麻しん、風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。
- * 上記のいずれの書類も入学試験の可否判定に用いるものではありません。

提出期限：4月入学者は新生健康診断実施日、10月入学者は10月入学者健康診断実施日
 提出先：保健管理センター

麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法及び判定基準

| 区分 | 測定方法 | 判定基準 | 備考 |
|-----|----------|-----------|----------------------------|
| 麻しん | IgG-EIA法 | 8.0以上の陽性 | 3つの測定方法のうち、いずれかで陽性 |
| | PA法 | 128倍以上の陽性 | |
| | NT法 | 4倍以上の陽性 | |
| 風しん | HI法 | 32倍以上の陽性 | 2つの測定方法のうち、いずれかで陽性（HI法を推奨） |
| | IgG-EIA法 | 8.0以上の陽性 | |

血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、**単に抗体陽性とされる値よりは高い値**なので注意してください。

- * 医療機関を受診する際には、この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください。（特に、抗体検査を受ける場合は、測定方法及び判定基準を確認していただってください。）

この感染予防措置に関する問い合わせは
 神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245
 神戸大学学務部学生支援課 TEL 078-803-5219

神戸大学国際人間科学部科目等履修生規程（平成29年3月31日制定）

- 8条 科目等履修生の在籍期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。
- 2 特別の理由により、前項の在籍期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、在籍期間を延長することがある。ただし、その場合の在籍期間は、通算して2年を限度とするものとする。

神戸大学国際人間科学部聴講生規程（平成29年3月31日制定）

- 8条 聴講生の在籍期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。
- 2 特別の理由により、前項の在籍期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、在籍期間を延長することがある。ただし、その場合の在籍期間は、通算して2年を限度とするものとする。